

死亡・高度障害

死亡共済給付金・供花・弔電

L会員

S会員

共済会会員本人およびその家族(配偶者・子女・父母)が死亡したときに給付されます。

葬儀には在籍の会社と三越伊勢丹グループ労働組合(または三越伊勢丹グループ共済会)の名前で供花・弔電をお届けします。

会員本人が死亡したとき

- L会員 50,000円
- S会員 35,000円

配偶者、子女、父母が死亡したとき

- L会員 30,000円
- S会員 20,000円

※父母は義父母、養父母を含む。



承認ワークフローで申請

承認ワークフロー対象外企業にご所属の方はすみやかに所属経由で共済会に「訃報届」を提出。

※供花、弔電のお届けは死亡日から14日以内に営まれる葬儀(通夜)の斎場に限りです。

※給付対象会員が夫婦・兄弟姉妹・親子等で重なった場合、供花の重複給付は行いません。

※共済会営業時間外のため、葬儀(通夜)に供花・弔電のお届けが間に合わない場合は各社総務担当、所属で手配をしていただくことが可能です。(費用は共済会が負担いたします)

手配方法等の詳細はグループポータル「申請書&書類原紙集」「共済会関連」「訃報届」をご覧ください。

生命共済 死亡給付金・高度障害給付金

L会員

(満60歳以上を除く)

共済会会員本人(L会員)が死亡もしくは高度障害状態になったときに給付されます。

会社が掛金を負担している全員加入(一部の会員を除く)の「生命共済制度」から、共済会会員本人が死亡もしくは疾病・傷害により高度障害状態になったときに給付されます。

- L会員 700万円

※満60歳を迎えた誕生日まで適用されます。

※高度障害状態とは、障害厚生年金の1級・2級、もしくは労災保険障害等級の1級から3級に認定された場合となります。



共済会にご相談ください。

セーフティープラン
任意加入

任意加入 生命共済制度

L会員

S会員

「自家共済制度」のため死亡・高度障害の保障にお手頃な掛金でご加入いただけます。

59歳までにご加入され60歳以降再雇用にて勤務を継続される方は、その期間中の保障は継続されます。なお、会員区分を変更した場合(L会員からS会員)は、保障金額の上限が変更になります。

L会員

掛金と給付金額

	死亡・高度障害給付金額	月額掛金		
		35歳以下	36歳以上	
本人	500万円~4,500万円 500万円単位で加入	500万円あたり 1,000万円あたり	425円 850円	700円 1,400円
配偶者	200万円	200万円	170円	280円
	300万円	300万円	255円	420円
	500万円	500万円	425円	700円
子	100万円	100万円	60円	
	200万円	200万円	120円	
	300万円	300万円	180円	

● L会員は配偶者・お子さまのみの加入もできます。

※左記は2024年2月現在の掛金です。

※毎年2月1日時点の年齢によって、2月分掛金より変更となります。

※制度の詳細内容は、共済会ホームページに掲示の「三越伊勢丹グループ共済会セーフティープラン」パンフレットをご覧ください。

S会員

掛金と給付金額

本人	500万円~2,000万円 500万円単位で加入	500万円あたり 1,000万円あたり	425円 850円	700円 1,400円
----	-----------------------------	------------------------	--------------	----------------



毎月募集。共済会に申し込み。(ただし、変更・脱退は秋期募集時の年一回のみ)
(保障期間は保障開始日より次の1月31日まで。以降毎年お申し出のない限り自動更新。)



共済会にご相談ください。